

事件番号 令和7年(ワ)第14号

損害賠償請求事件

原告 野村 一也

被告 ■■■■■ 外3名

事 務 連 絡

令和7年8月21日

原告 野村 一也 様

〒045-0013

北海道岩内郡岩内町字高台192-1

札幌地方裁判所岩内支部

裁判所書記官 松 林

電話0135-62-0138

FAX 0135-63-2268



頭書の事件について、裁判官の指示により、下記のとおり連絡をします。

記

訴状等について、以下の点を補正し、令和7年9月22日までに書面でご提出いただきますようお願いいたします（訴状を訂正する場合は、訴状訂正申立書の作成をお願いいたします。）。

- (1) 被告法人2名の代表者名につき、記載が漏れていたため、訴状の訂正をお願いいたします。また、被告法人2名の資格証明書（法人登記）をそれぞれ追完してください。
- (2) 訴状1頁の「第1 請求の趣旨」の第1項について、「被■■■■武」とありますが、「被告■■■■剛」の誤りと思われるので、訂正をお願いいたします。
- (3) 訴状1頁の「第1 請求の趣旨」の仮執行宣言について、「1ないし3項」とありますが、4項は含めないということよろしいでしょうか。4項も含むということであれば訂正をお願いいたします。
- (4) 訴状6頁の(23)について、Sに電話をかけているところ、Mが応答しています。誤記ということであれば、訂正をお願いいたします。

- (5) 訴状8頁のイ、ウ及び9頁に「民法708条」とありますが、「民法709条」の誤りと思われしますので、訂正をお願いいたします。
- (6) 被告■■■及び被告■■■の不法行為について、損害の発生及び額の記載がありませんでした。また、損害の性質（例：受傷の損害、慰謝料など）についても明らかにする必要があります。例えば、被告■■■については、「第3 請求の原因」2のイ及びウの最後に、被告■■■については「第3 請求の原因」3の最後に、それぞれ、「この不法行為により原告は精神的苦痛を被り、これを慰謝するために相当な金額は〇円である。」（損害の性質が慰謝料の場合の記載例）などと追記することが考えられます。
- (7) 訴状8頁の3の第1段落について、「SとMとの衝突」とありますが、「Sと原告との衝突」の誤りと思われしますので、訂正をお願いいたします。
- (8) 訴状9頁の4及び5について、「追って、弁論にて明らかにする。」との記載がありますが、訴状には請求の趣旨及び原因を記載する必要があります（民訴法134条2項2号）、請求を理由づける事実も具体的に記載する必要がありますので（民訴規則53条1項）、本訴状においても具体的な請求の原因及び請求を理由づける具体的事実を記載していただくようお願いいたします。
- (9) 証拠について、DVDでデータをいただきましたが、甲1ないし甲6の4までは開けるものの、甲7ないし甲12までのデータを裁判所のPCで開くことができませんでした。お手数ですが、甲7ないし甲8の3までのデータについて改めてご提出いただきたいと思います。なお、甲9ないし甲12については、書面でご提出いただいているため、データでの再提出の必要はありません。
- (10) 甲12について、英語の文書であるため、訳文の添付が必要となります（裁判所法74条）。

以上